

今後の税率改正等について

1 子ども・子育て支援納付金分の税率等の改正

令和8年度から国が児童手当の抜本的拡充など子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源の一部を、国民健康保険、被用者保険及び後期高齢者医療保険の医療保険者から徴収する仕組みとして、子ども・子育て支援金（以下、「支援金」という。）制度が創設された。支援金は、保険料や保険税と合わせて被保険者から徴収される。群馬県では、令和15年度を目標としている国保税水準の完全統一に先行して、子ども・子育て支援納付金分の税率等を令和8年度の制度開始から県内統一とした。支援金の総額が令和8年度から令和10年度まで段階的に増額となることから、令和9年度及び10年度ともに国保税率の改正が必要となる見込みである。

【令和8年度税率（額）】

区 分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所 得 割	7.0%	3.1%	2.5%	0.3%
被 保 険 者 均 等 割	29,000円	12,600円	12,200円	1,200円
18歳以上均等割	—	—	—	100円
世 帯 別 平 等 割	19,400円	8,400円	6,200円	800円
課 税 限 度 額	67万円	26万円	17万円	3万円
保 険 税 水 準	R15年度を目標に県内統一			R8年度から県内統一

※用語の説明

所 得 割 ： 前年度総所得から基礎控除を差引いた金額に所得割率を乗じた額

均 等 割 ： 世帯の被保険者数に応じた額

平 等 割 ： 1世帯につき負担する額

18歳以上均等割：子ども・子育て支援納付金分の18歳未満被保険者の均等割額全額
軽減分を支える財源として18歳以上被保険者に賦課する額

課税限度額：受益と負担の関係で被保険者の納税意欲に与える影響などを考慮し
設定する税負担の上限額

2 健康保険法等の一部を改正する法律の主な内容

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、国民健康保険法等の一部が改正された（令和8年6月5日公布）。主な内容は次のとおりである。

(1) 国保税均等割 5 割軽減の対象拡充

現行の未就学児を対象とした均等割 5 割軽減を、高校生年代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）まで拡充し、子育て世帯の保険税負担軽減を図るもの。軽減に係る財源は、一般会計からの繰入金で充てる（国 1/2、県 1/4、市 1/4 負担）。令和 9 年 4 月 1 日を施行日とする。

(2) 高額療養費制度の見直し

高額療養費の支給要件等において、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮することが法律上明確化された。【別添資料参照】

(3) 国保財政安定化基金の活用拡大

都道府県の国保財政安定化基金について、納付金（保険税）の抑制を目的とした取崩しを可能とするもの。令和 9 年 4 月 1 日を施行日とする。

(4) 出産に係る給付体系の見直し

出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産に対する保険給付として分娩費を創設し省令で定める標準的な費用を支給する。また、出産時一時金を創設し、出産したとき政令で定める額を支給する。公布後、2 年以内に政令で定める日を施行日とする。

(5) OTC 類似薬に係る保険給付の見直し

OTC 医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする「一部保険外療養」を創設する。公布後、1 年以内に政令で定める日を施行日とする。